

多田卓司（徳島県警察本部刑事部捜査第一課長）

徳島県警察における 性暴力被害者支援の取組概要

徳島県警察本部刑事部 捜査第一課

【スライド1】

目 次

- 性暴力事件の発生・検挙状況
- 最近の主な事件
- 刑法改正の概要
- 性暴力被害者支援の取組
- 性暴力事件捜査の流れ
- 被害者支援員の取組
- 今後の課題

【スライド2】

性暴力事件の発生・検挙状況

		H24	H25	H26	H27	H28	H29-10
強制性交等	認知	4 (0)	5 (0)	5 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)
	検挙	4	6	5	2	2	3
	検挙率	100%	120%	100%	100%	100%	100%
強制わいせつ	認知	25 (13)	18 (4)	19 (5)	20 (8)	28 (3)	14 (7)
	検挙	15	17	17	12	29	14
	検挙率	60%	94.4%	89.5%	60.0%	103.6%	100.0%

()は13歳未満

【スライド3】

最近の主な事件

- 徳島以内の路上における成人女性被害のわいせつ略取・強制性交等未遂事件 (H29.11)
- 徳島市内の路上における小学女児被害の強制わいせつ未遂事件 (H29.10)
- 板野郡内の路上における連続強制わいせつ事件 (H29.5)
- 徳島市内の大学キャンパス周辺における連続強制わいせつ事件 (H28.8)

【スライド4】

刑法改正の概要

- 強姦罪 → 強制性交等罪
- 女子のみ → 性別を問わず
- 性交のみ → 口・肛門性交を含む
- 3年(死傷5年) → 5年(死傷6年)
以上の懲役 → 以上の懲役
- 告訴必要 → 告訴不要
- 監護者わいせつ罪・性交等罪の新設
18歳未満の者に対し、監護する者が犯行

【スライド5】

性暴力被害者支援の取組

- 相談ダイヤルの設置
#8103(ハートさん)
- 女性捜査員の配置
- 医師との連携
- 相談機関等との連携
- 証拠採取キットの配分
- 匿名被害者への対応

【スライド6】

性暴力事件捜査の流れ

届出受理 → 聴取担当者の選定 → 聴取
→ 証拠保全 → 受診 → 現場検証
容疑者特定のための捜査 →
(被害者による容疑者の確認) → 逮捕
検察官による被害者の聴取等 → 処分

【スライド7】

被害者支援員の取組

- 聴取、受診、現場検証等への付添い
- 被害者の要望等把握、対応
- 相談(捜査終了後も)
- 関係機関の紹介

被害者支援員 \neq 捜査員
(176人) (指定捜査員10人
補助員32人)

【スライド8】

今後の課題

- 警察内部における支援態勢の強化
- 医師・その他関係機関との更なる連携
- 匿名被害者の対応策への検討
- 相談ダイヤル、相談機関の周知

※ 被害防止策 + 早期検挙

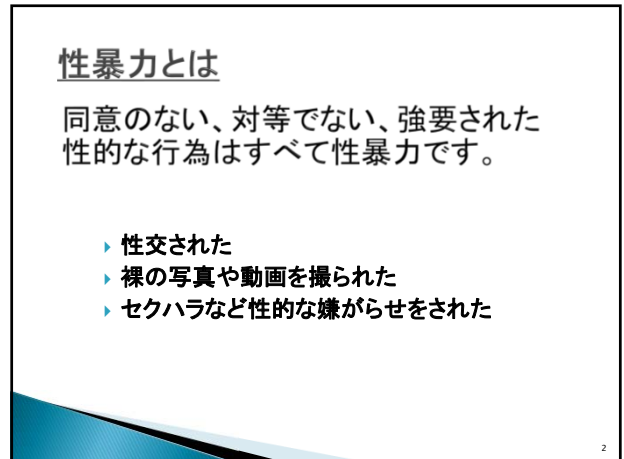
【スライド9】

パネルディスカッション資料

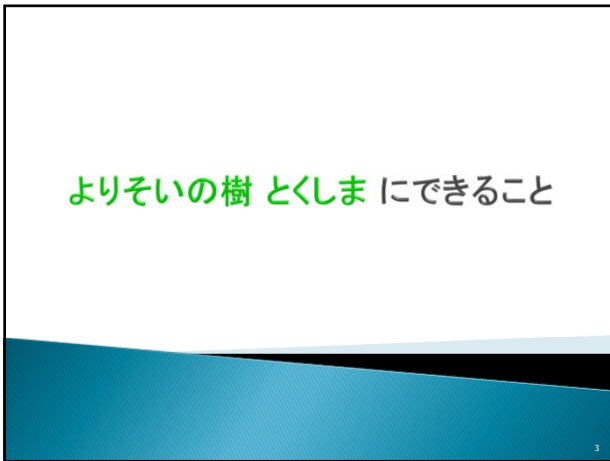
仁木伸一（徳島県中央こども女性相談センター所長、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま中央」）



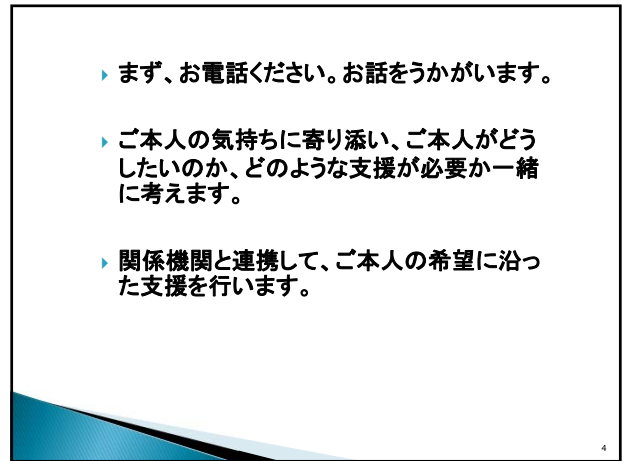
【スライド1】



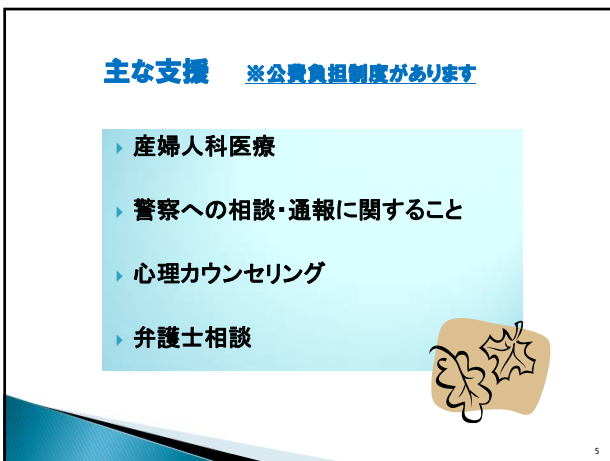
【スライド2】



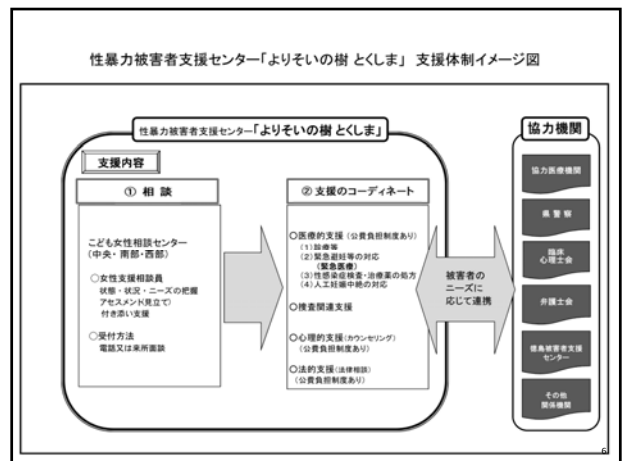
【スライド3】



【スライド4】



【スライド5】



【スライド6】

共通相談ダイヤル

0570-003889(さあ、はやく)

- ▶ よりそいの樹 中央(中央子ども女性相談センター)
徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市
勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡
- ▶ よりそいの樹 南部(南部子ども女性相談センター)
阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
- ▶ よりそいの樹 西部(西部子ども女性相談センター)
美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

7

【スライド7】

広報・啓発

【よりそいの樹とくしま】

- ・リーフレット
- ・ポスター
- ・ステッカー
- ・タウン誌

【女性に対する暴力をなくす運動】11月12日～25日

【ストップDV強化推進月間】 11月、12月

- ・女性・子どもをあらゆる暴力から守ろう講演会(12月4日)
- ・デートDV防止セミナー
- ・パープルライトアップ
- ・パネル展示、リーフレット配布、市町村広報誌 等

8

【スライド8】

【前段掲載済】

性暴力被害者支援センター機能強化事業

【平成29年度9月補正予算額 5,239千円】

性犯罪・性暴力被害者支援交付金(H29年度創設)を活用し、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」における性暴力被害者支援体制を強化!

現状

- 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」(中央・南部・西部)
- 平成28年7月、前年度開始の子ども女性相談センターに性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして開設(24時間365日相談を受け)
- 専門の研修を受けた女性相談員が、関係機関(産婦人科医療機関、警察、臨床心理士、弁護士など)と連携しながら、性暴力被害者の支援を実施
- 開設後1年を経過し、相談は増加傾向(相談件数:平成27年度7月～12月29日6月)

課題

- 性暴力被害者が迅速的確に支援するため、変化する支援ニーズの向上及び関係機関(関係機関)との連携強化が必要
- 被害体験を相談することにより相談員にも深刻な二次被害を生じるおそれがあり、相談の増加と相まって相談員の心身の負担が拡大
- 被害者の潜在性を防ぐため、変化する相談窓口の周知が必要

◆支援スタッフに対する研修の充実強化

- 県内全ての産婦人科医療機関スタッフ(産婦人科医、看護婦等)を対象に性暴力被害者支援についての研修を実施
- 産婦人科医療機関スタッフを対象に連携強化、連携強化した関係機関を案内
- 「よりそいの樹とくしま」相談員に対する研修の充実強化

◆相談員に対する二次被害対策

- 二次被害についての予備知識や予防スキルの習得のための研修を実施
- 避けられない二次被害から回復するための臨床心理士による相談員に対するカウンセリングの提供

◆広報啓発の強化

- 女性向けタウン誌等への広告記事掲載
- リーフレット、ポスターの作成、配布
- 特に被害の多い地域(中・高校生、大学生)に重点的配布

支援スキル向上と連携強化 → よりよい支援体制の確保 → 被害の潜在化防止

性暴力被害者が速やかに必要な支援を受けられる「安心して暮らせるとくしま」の実現へ

担当: 女性参画・人権課


9

【スライド9】

性暴力被害者支援センター

よりそいの樹とくしま

(中央・南部・西部) 内のご案内



ご清聴
ありがとうございました。

10

【スライド10】

永本能子（弁護士、徳島弁護士会犯罪被害者支援センター委員長）

弁護士の性暴力被害者支援業務

- 1 弁護士にできる
犯罪被害者支援業務とは
- 2 徳島弁護士会における
性暴力被害者支援
- 3 性暴力被害者支援業務の注意点

【スライド1】

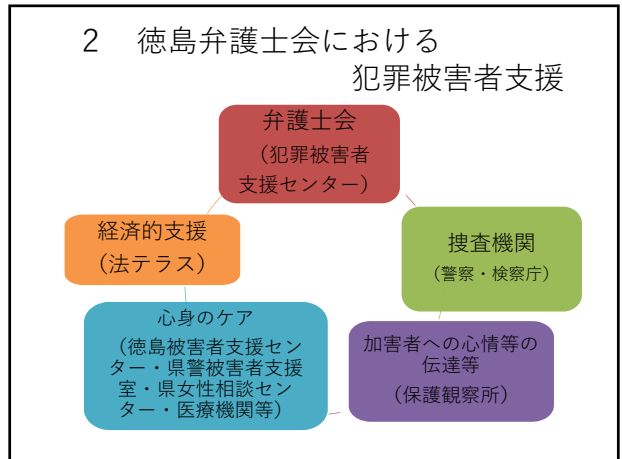
1 弁護士にできる 犯罪被害者支援業務とは

事件発生	捜査中	起訴後
被害届・告訴状の提出 事情聴取等の立会い マスコミ対応	捜査の進捗状況の確認 弁護人からの示談申入れの対応	記録の閲覧・謄写 被害者参加の申し出 損害賠償命令申立て

【スライド2】

公判	判決後	出所後
裁判の傍聴 被害者参加 (証人尋問、被告人質問、意見陳述等)	損害賠償命令の審理 被害回復給付金支給制度の申請 被害者等通知制度の申請	出所情報通知制度 債権回収 パトロール要請

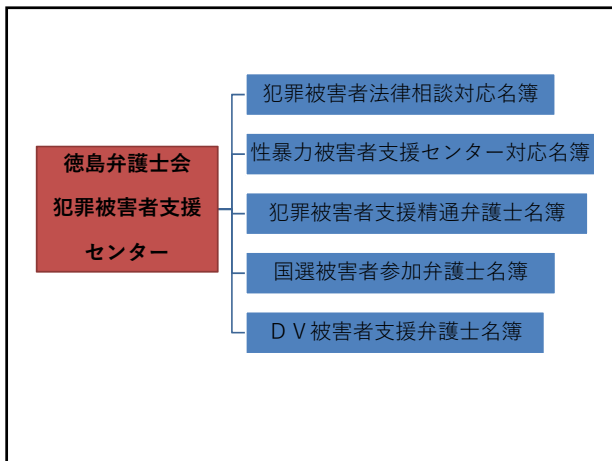
【スライド3】



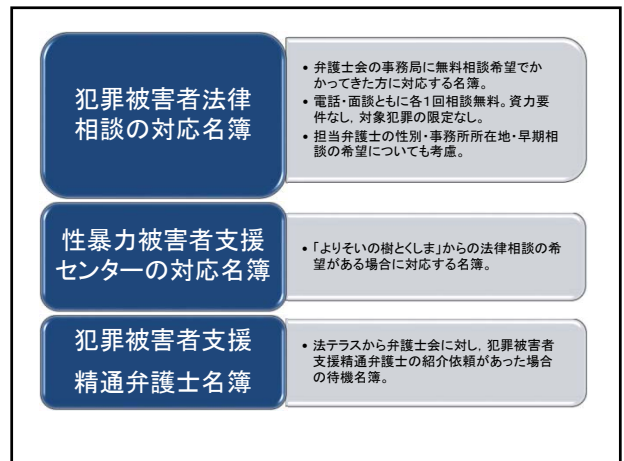
【スライド4】

【スライド5】

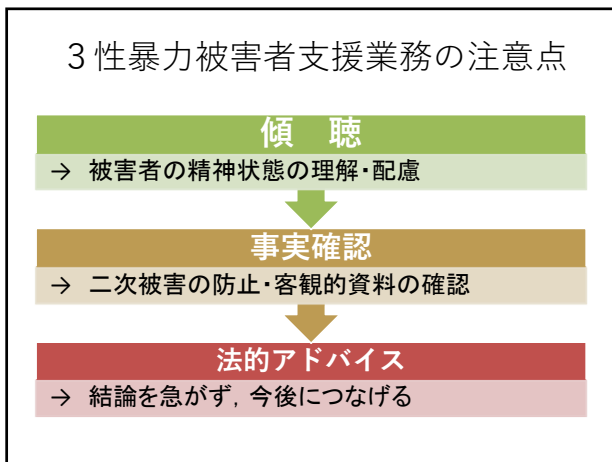
【スライド6】



【スライド7】



【スライド8】



【スライド9】



【スライド10】